

## 第9回天橋立周辺景観まちづくり検討会 議事要旨

日時：平成19年9月7日（金）13:30～16:30

場所：みやづ歴史の館

### 1. 開会

### 2. 景観まちづくり計画の策定に向けて

<事務局より資料1の説明>

### 3. 景観まちづくり計画素案について

<事務局より資料3（計画素案）、資料4（計画の概要）の説明>

前田座長： 目標の「未来につなげる」は天橋立で橋だから「未来にかける」がいいのではないか。字は「架ける」か「懸ける」か、検討いただきたい。

大上委員： 素案の「はじめに」の3段落目に「創造」という言葉が入っている。「基本方針」の2段落目の「地域に根ざした……」は「再生」だけなので、さらに発展させて「創造」を入れてはどうか。

<事務局より資料4p2、資料6（景観計画検討区域について）の説明>

吹田委員： 地域森林計画の内容について補足してほしい。

資料6の①の風景は、雪舟図に描かれている稜線である。この景観は保全すべきだが、範囲が広がるので検討区域からはずされている。そのへんの工夫をどうするか。

前田座長： 範囲からはずれても何らかの配慮があってもいいだろう。

事務局： 地域森林計画は、民有地を対象に森林の開発行為を規制する区域を指定し、どのような形で森林開発を進めていくかを定めている。森林法に基づく開発行為の規制に加え、地域森林計画の対象となる地区は、京都府の豊かな緑を守る条例などで森林保全の対象エリアに設定している。それに合わせて自然景観保全ゾーンを設定した。

天橋立周辺地域は国定公園に新たに指定されたところで、このエリアの山林部分は自然公園の規制がかかっている。

前田座長： 景観計画の範囲に入っていないが、国定公園のほうで守られているので大丈夫だということだ。

事務局： 杉山～赤岩山は少し厳しい第2種特別地域の規制がかかっている。おおよそ尾根を中心に規制区域を設定しており、ご指摘の稜線部分は自然公園の規制区域に設定されている。

<事務局より資料4p3、資料5（景観形成基準）の説明>

前田座長： 数値がかなり細かくなった。「配慮を要する行為、規模」の数値について補足してほしい。

事務局： 届出行為の考え方については、資料5に景観形成基準をゾーンごとに整理し、右端に解説を書いている。俯瞰景観重点ゾーン及び自然景観保全ゾーンはすべての建築物に対し、建築確認の必要な10平米以上を届出対象としている。それ以外のゾーンは、4階建て以上、高さ12m以上、1,000平米以上のものが届出対象である。

新築・改築・増築以外に、外観の変更・修繕等についても、変更する面積が10平米以上は

届出が必要となる。だいたい6畳一間が10平米である。色の変更は、外壁の塗替えをする面積が10平米以上を対象としている。例えば既存の赤い建物がある場合、少しでも塗り替えるときに指導ができる機会を設けたいと考え、多少厳しくして10平米以上を届出対象とした。

前田座長： 行政の指導には限界がある。既存不適格のほうが多いが、これに対して行政は口が出せない。例えば、勾配屋根は基準どおりにしても、その前にあるパラペットはどうするのか。そこは地元住民の取組になってくる。

幾世委員： 俯瞰景観は、50年ほど前はパラペットもなく、それほど問題がなかった。生活空間と俯瞰景観がどこで整合性をもつのか。商業ベースで走ってきて景観を壊したという反省が共通認識にならないと、行政から指導されてしどろしどろ直すというものではない。そこに住んでいる人がこれはおかしいと思う自発的な意識の芽生えが必要。民間だけではなく、病院などの公共建築物も景観に合っているのかどうか正さなければいけない。民間も行政もこれではだめではないかという共通認識をもって進めていくこと。

規制となると、自発的にしていく部分と、今までは仕方がないからこれからはといった場合、全体の景観として整合性をもたない。近い将来、既存のものもこうしていこうという機運が、そこに住む人の意識の中で葛藤しながらも高まるように、まちづくりの中で議論をしていく必要がある。

規制と同時に、景観を変えていくことを推奨、助成するシステムも必要ではないか。

前田座長： 冒頭に大上委員から出た、創造という考え方につながる。行政からこういう数字が出て規制されるのではなく、地域住民に景観をつくっていこうという意識がないとよくならない。今回の話はこれでいいが、本当に景観を動かそうとするとそういう発想が必要である。

屋外広告物については、「努める」という控えめな提案だが。

事務局： 景観法と屋外広告物法の法体系について再度説明すると、今回の景観計画は新しくできた景観法に基づいて策定しているが、それ以前から屋外広告物法により広告物の規制をしてきた。景観法に合わせて屋外広告物法の改正をしていくが、具体的には地方公共団体で基準化を図っていく規定になっている。規制を厳しくしていくには、屋外広告物法の体系のなかで規制をしていくことによって実効性のある規制となる。今回の景観計画の中では方針まで謳って、その方針を受けて屋外広告物の規制を具体化していきたい。京都府と各市町が連携して、屋外広告物法による屋外広告物の規制に取り組んでいただくよう、景観法の視点から提案している。

事務局： 補足をすると、今回提案したのは建物に関する届出であるが、景観法の政令に届出を要しない行為として「屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置については除く」となっており、法体系上は届出については書けない。したがって「努める」という表現になっている。

前田座長： 今回の景観計画ではここまでしか言えないので、それを受けて屋外広告物に関する取組をさらに進めていただきたい。実は屋外広告物は誘導だけではなく、禁止区域を定めて規制することもできる。本当に地域をよくしようとするなら、ぜひ取り組んでいただきたい。

赤松委員： 地域住民への説明は十分にしてほしい。山形県金山町では、新築・改築をするときに伝統

的工法で建てると50万円が助成される。その場合、必ずまちの左官屋や大工を使い、まちに還元する仕組みになっている。そういう金山型住宅が数十軒建つと、雰囲気がいい、落ち着くという評判で、若い人を中心に観光客が来るようになって、まちの人の意識も変わった。

ちょうど天橋立が単独で国定公園に指定されたのを契機に、住民の目を覚ますように、何らかの工夫をして、まちづくりができればいいなと思う。

前田座長： 金山町はホープ計画の成功事例である。突出した観光資源がなくてもまち並みが整うだけで観光客が訪れるようになる。ましてや天橋立は突出した観光資源があるうえ、そこにまち並みが加われば、本当にいいまちになるだろう。

市街地ゾーンの記述があまり多くない。市街地ゾーンの景観はアイレベルの話になるので、ここを広げていくと府の取組を超える。市街地ゾーンの景観は市が受けて取り組んでほしい。府の計画としてはここまでという感じがする。

——（休憩）——

<事務局より資料7（色彩基準について）の説明>

前田座長： 日本のような湿気の多い地域は白が際立つ。大規模建築物が大きな外壁に白を盛んに使っているのは景観上よくない。全体に明度を下げるほうがいい。彩度を1以下にするのは思いきった判断だが、そのほうが風土色に近い色味になる。

色彩の分野で使われているマンセル値は、マンセルというアメリカ人が1910年代に提案した、色を数値で表示する方法だが、今も使っているのは、それ以上の客観的な基準がないからで、それだけ色を数字で表現するのは難しい。

井上委員： 近くで見る色と離れて見る色は微妙に違う。学習会に参加して、自分の目で見た色と本当の色がかなり違うことを知った。どの色がいいかは実際に当てはめてみないとわからないというくらい難しさがある。

織田委員： だんだん数値が入って具体的になってきた。父親世代は、ビューランドから見て目立つように外壁を白くした。そういう世代に、「努める」という表現で、こちらのほうがいいということが伝わるだろうか。どうすればうまく伝えることができるか、それが問題だと思う。

前田座長： かつてはみんなが目立って賑やかでいいという時代があった。大きな意識の変化、考え方の違いを、そういう世代の人にどう説明するか難しい。

山本委員： 天橋立名松リバースのメンバーにどう説明すればいいか。基準に従ってもらえるかどうか難しい。どこまで住民に協力していただけるかがこれからの問題かと思う。

方針については、議論を積み重ねたなかで出来上がったことなので、了解している。

前田座長： 大面積の屋根とか壁面の基調色については、全部を暗くすると沈んだ感じになるので、基調色はおとなしくして、それぞれが創意工夫で気のきいた看板をつくったり、赤い傘を出したり、そういうことでいいのではないか。そのへんの議論がいるだろう。

稲葉委員： 自分の目で見た色と数値で表わしたものは違うような気がする。感じ方は個人差があり、数値だけで表現しきれない部分もある。どうすれば住民に理解してもらえるか工夫が必要である。ランドデザイン、こういうものを目指しているとはっきり伝えていくものがあるのではないか。

方法はこれでいいし、この方向で進めていくのがいいと思う。

山崎委員： 学習会では、屋根の色を講師はいぶし銀や茶色系を提案されたが、俯瞰景観で森に見える緑はどうかと思った。

事務局： 説明の仕方と色の決め方の二つの話があるかと思う。それに俯瞰景観だけなのか、まち並みとしての景観をどう評価していくのかを考えて、今回の提案をした。

色は主観的なところが当然あるので、曖昧な表現よりも具体的な数値基準にしたほうがいいと考え、そのなかで一定の自由度をもたせる範囲を提示した。数値化しておかないと、運用段階において担当者の主観でいい悪いが決められ問題が出てくる。

屋根の色は、俯瞰景観からは緑も考えられるが、町並み景観の創造という面では、木造の家と屋根の形が一体的に見える場合はいぶし銀なり暗めの色を使った屋根のほうが適切と考えた。

前田座長： 緑の補色は赤だから、赤系のくすんだ茶色あるいは銀ねずのほうが自然の美しさと調和する。類似調和と対比調和という考え方がある。対比調和は、対比させて景色を引き締める。例えば緑の中に真っ赤な鳥居があるとカッコいい。目立つ色は量を少なくアクセントにして全体の景観をつくる。類似調和は、似せながらなじませる。両方とも大事である。対比調和で考えると、屋根瓦は茶系のほうがいい。しかも類似調和的なところもある。上から見るとくすんだ色だが、歩いて見える店先にはにぎわいを感じさせる色があっていいだろう。そのへんの組み合わせだと思う。

ひと昔前は、まち全体をおもちゃ箱を引っくり返したように派手にしたほうが賑やかでいいという発想の人が多かった。それに対して、全体は落ち着いた景観を形成して、部分的に賑やかさを演出するという説明を何とかしたい。府中は雪舟観でいくと言っているのに、全体としては墨絵の世界のように落ち着いて、歩いてみると派手な要素もある。そういう色合いを目指しているという説明ができないか。

森委員： 「努める」という言い回しの意味を理解した。現在は条例で決められていないので、「努める」でも仕方がないだろう。

俯瞰景観について、傘松公園から見ると一宮神社の杜が幸いして屋根の色があまり目立たない。ビューランドから見ても元伊勢籠神社の杜があって特段白く見えない。したがって植栽を増やすとカモフラージュできるのではないか。天橋立には600本の雑木が生えている。これを移植するのも一つの手だと思う。

自然の色を大切にするのならば、天橋立の真っ白な砂浜を埋め立てなどで増やす。水で砂が洗われると砂は白くなってくる。そうやって海岸をつくっていくこともいいのではないか。

公共建築物がすべて白っぽいのは何とかしたいとかねてから思っていたが、委員会が立ち上がって2年になるのに、一つも塗り替えられず落胆している。

松の色に合わせるといっても、雄松と雌松では色が違うので留意願いたい。

前田座長： 単に色だけではなく素材も大きく影響する。できるだけ自然素材を使うほうがいい。

文珠まちづくり構想に携わったときに感じたのは、天橋立の魅力は自然が基本で、点景として土産物屋などがあって、水面ももっと多かったが、人工物が増えて自然が減っていった。

道路も砂浜のような色のアスファルトにするとか、いろいろな素材を自然に近づけ、自然を取り戻していく方向で考えていくといいのかと思う。

#### 4. 住民説明会の開催について

<事務局より資料8の説明>

幾世委員： 景観の問題を考えながら条例制定までもっていこうと考えているのなら、各地区のまちづくりに景観が追い風になるというスタンスで説明してほしい。規制によって経済的にマイナスになるという先入観があるので、例えば空き家対策にもつながるし、むしろ経済的にプラスになるという説明をすれば住民の合意が得られるのではないか。文珠、府中、宮津、まずどこかで成功事例をつくれれば、広がっていくのではないか。

前田座長： まちをよくするためにみんなで取り組もうといった上で、そのためには規制も必要だという言い方で説明しないといけない。

#### 5. 景観まちづくり計画案に対する府民意見募集について

<事務局より説明>

前田座長： 話が煮詰まってきたと同時に、ここまでしか書けないという計画の限界も感じた。その限界を超えていくには住民の力が必要となる。これで本日の意見交換を終了させていただく。

事務局： 本日いただいたご意見をもとに計画案を修正し、住民説明会等へ進めていきたい。説明会では、本日のご指摘を踏まえ、地域のための景観まちづくりという観点から説明をしたい。説明会への参加について各団体の皆様のご協力をお願いする。

#### 6. 閉会